

揖斐広域連合広報誌

ぬくもり

揖斐広域連合 〒501-0603 岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内
TEL(0585)23-0188 FAX(0585)21-0126
<http://www.ibikouiki.com/>

- 2 ● 揖斐広域連合議会だより
- 3 ● 令和4年度 予算状況
- 4 ● 揖斐広域斎場利用状況
岐阜県建築士会と介護保険・住宅改修適正化協定を締結
- 5 ● 介護保険の状況
- 7 ● 65歳以上の方の介護保険料
- 8 ● 介護保険ってなに!?

霞間ヶ溪花畑(池田町藤代地区)

このアジサイは池田町の霞間ヶ溪花畑で撮影しました。霞間ヶ溪花畑は池田町藤代のふれあい街道沿いにあります。この花畑では、春はシバザクラ、夏はアジサイ、秋はイロハモミジ、冬はカントツバキなど1年を通して四季折々の花を楽しむことができます。〔写真提供：池田町 企画課〕

No.45

令和4年6月1日発行

揖斐広域連合議会だより

令和4年第1回定例会が2月17日に開催され、令和4年度予算などの議案が原案どおり可決されました。

提出議案

◎令和3年度揖斐広域連合一般会計補正予算(第3号)について

例規システム更新のための増額とともに、介護保険料軽減減額の確定により、町負担金の増額及び国・県支出金を減額するため補正しました。
補正額(減額) 388万1千円
補正後予算額 4億4,112万4千円

◎令和3年度揖斐広域連合介護保険特別会計補正予算(第3号)について

介護保険料軽減負担繰入金を減額し、第三者納付金を増額するほか、訪問調査モバイルシステム委託料及び介護保険過年度還付金を増額するため補正しました。
補正額(増額) 147万6千円
補正後予算額 70億5,420万2千円

◎令和4年度揖斐広域連合一般会計予算について

歳入歳出それぞれ3億8,055万8千円で前年比14.1%の減となりました。

◎令和4年度揖斐広域連合介護保険特別会計予算について

歳入歳出それぞれ69億4,500万円で前年比0.7%の増となりました。

各会計予算の詳細は次頁をご覧ください。



令和4年度 予算状況

第1回定例会で議決された、令和4年度各会計予算の内容をお知らせします。

一般会計の内容

- ・歳入の主な内容は、3町からの負担金と広域斎場の使用料です。
- ・歳出の主な内容は、総務費と広域斎場の運営等にかかる衛生費・公債費です。
- ・広域斎場の火葬炉の修繕と、照明及び電話設備の改修工事等を実施します。
- ・一般会計の総額は380,558千円で、前年度より62,488千円の減額となります。(△14.1%)

介護保険特別会計の内容

- ・歳入の主な内容は、保険料、分担金及び負担金(3町負担金)、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金です。
- ・歳出の主な内容は、保険給付費、地域支援事業費などです。
- ・介護保険特別会計の総額は、6,945,000千円で、前年度より45,000千円の増額となります。(0.7%)

一般会計

歳入

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和3年度	増減率(%)
1. 分担金及び負担金	275,195	279,931	△ 1.7
2. 使用料及び手数料	28,681	31,481	△ 8.9
3. 国庫支出金	32,751	32,265	1.5
4. 県支出金	16,375	16,132	1.5
5. 財産収入	364	450	△ 19.1
6. 繰入金	1	5,000	△ 100.0
7. 繰越金	2,022	5,822	△ 65.3
8. 諸収入	25,169	37,865	△ 33.5
9. 広域連合債	0	34,100	—
合計	380,558	443,046	△ 14.1

歳出

科目	令和4年度	令和3年度	増減率(%)
1. 議会費	360	360	0.0
2. 総務費	114,921	119,453	△ 3.8
3. 民生費	106,450	162,694	△ 34.6
4. 衛生費	95,233	97,100	△ 1.9
5. 農林水産業費	1,301	1,142	13.9
6. 公債費	60,293	60,297	0.0
7. 予備費	2,000	2,000	0.0
合計	380,558	443,046	△ 14.1

介護保険特別会計

歳入

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和3年度	増減率(%)
1. 保険料	1,531,552	1,550,273	△ 1.2
2. 分担金及び負担金	964,530	972,471	△ 0.8
3. 使用料及び手数料	150	150	0.0
4. 国庫支出金	1,570,832	1,528,311	2.8
5. 支払基金交付金	1,803,385	1,786,270	1.0
6. 県支出金	987,710	983,569	0.4
7. 財産収入	9	9	0.0
8. 繰入金	65,503	64,531	1.5
9. 繰越金	21,244	14,331	48.2
10. 諸収入	84	84	0.0
11. 広域連合債	1	1	0.0
合計	6,945,000	6,900,000	0.7

歳出

科目	令和4年度	令和3年度	増減率(%)
1. 総務費	100,651	116,010	△ 13.2
2. 保険給付費	6,579,747	6,509,774	1.1
3. 財政安定化基金拠出金	1	1	0.0
4. 地域支援事業費	250,841	260,055	△ 3.5
5. 公債費	50	50	0.0
6. 諸支出金	2,352	2,052	14.6
7. 予備費	11,358	12,058	△ 5.8
合計	6,945,000	6,900,000	0.7

揖斐広域斎場利用状況(令和3年度)

●地域別(火葬炉)利用状況

(単位:件)

町名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
揖斐川町	23	28	19	34	44	26	24	35	44	40	38	26	381
大野町	22	21	22	15	26	23	27	27	30	34	24	25	296
池田町	22	24	16	24	15	22	25	21	20	29	24	23	265
その他	9	8	8	8	10	8	13	9	14	9	5	14	115
合計	76	81	65	81	95	79	89	92	108	112	91	88	1,057

●施設別利用状況

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
菊の間(通夜・告別式)	12	6	3	9	11	12	8	14	13	12	9	5	114
蓮の間(通夜・告別式)	5	3	1	3	3	6	1	8	6	6	1	3	46
菊の間(告別式のみ)	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
蓮の間(告別式のみ)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
菊・蓮の間(通夜のみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
待合い洋室	35	35	25	32	32	34	36	35	45	38	35	34	416
待合い和室	23	6	4	7	9	12	9	6	16	19	11	8	130
霊安室	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
祭壇	17	9	4	13	14	19	9	23	19	27	10	8	172
合計	92	59	37	65	69	84	63	87	100	102	66	58	882

●地域別(動物火葬炉)利用状況

(単位:件)

町名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
揖斐川町	14	8	7	7	17	16	18	18	10	17	22	14	168
大野町	18	15	12	13	10	10	25	25	24	22	19	11	204
池田町	13	11	20	9	11	11	14	7	20	19	10	10	155
合計	45	34	39	29	38	37	57	50	54	58	51	35	527

岐阜県建築士会と介護保険・住宅改修適正化協定を締結

高齢者の方が、住み慣れた自宅で自立した生活を持続するためには、手すりの設置や段差の解消など住宅改修が必要不可欠です。本連合では、要支援・要介護認定者に対し、住宅改修に対する費用の一部を支給しています。

高齢者が適正な住宅改修が受けられるよう、3月17日、公益社団法人岐阜県建築士会と高齢者支援に関する連携協定を結びました。協定の内容としては、県建築士会の建築士から改修の内容について助言、指導を受けるほか、事業を担当する職員の育成にも協力をいただきます。

岐阜県建築士会の横井守会長は、「地域の高齢者の幸せのために建築士が貢献できればと考えています。また、こうした取り組みを全国に広げていきたい。」と話されていました。

建築士会会員の皆様の専門的な目線から助言をいただいて、高齢者の皆様が自宅で住んで良かったと思っただけの住宅改修事業を運営していきます。



介護保険の状況

表1 第1号被保険者の状況(令和4年2月末現在)

(単位:人)

区 分	揖斐川町	大野町	池田町	合 計 A	前年同月 B	比 較 A-B	
第1号被保険者	7,760	6,630	6,733	21,123	21,168	△ 45	
内 訳	65歳以上75歳未満	3,646	3,390	3,363	10,399	10,532	△ 133
	75歳以上	4,114	3,240	3,370	10,724	10,636	88

表2 要介護・要支援認定申請の状況(令和3年4月～令和4年2月までの累計)

(単位:件)

区 分	揖斐川町	大野町	池田町	合 計 A	前年同期間 B	比 較 A-B
新規申請	265	262	243	770	730	40
区分変更申請	173	124	148	445	438	7
更新申請	751	521	546	1,818	912	906
合 計	1,189	907	937	3,033	2,080	953

- ・令和3年4月から令和4年2月までの認定申請は、3,033件で前年同期間より953件増加しています。
- ・申請のうち、新規申請が770件、区分変更申請が445件、更新申請が1,818件です。
- ・更新申請の有効期間を2年にしたことにより、更新申請の件数が前年に比べて大幅に増加しています。

表3 審査会開催及び審査判定の状況(令和3年4月～令和4年2月までの累計)

(単位:回,件)

区 分	揖斐川町	大野町	池田町	合 計 A	前年同期間 B	比 較 A-B
審査会開催数				96	90	6
非 該 当	0	1	1	2	6	△ 4
要支援1	49	57	55	161	140	21
要支援2	87	107	101	295	196	99
要介護1	259	182	185	626	429	197
要介護2	236	166	177	579	359	220
要介護3	205	127	140	472	355	117
要介護4	144	91	128	363	278	85
要介護5	129	108	99	336	238	98
合 計	1,109	839	886	2,834	2,001	833

- ・令和3年4月から令和4年2月までに審査会を96回開催し、2,834件の審査判定を行いました。そのうち、2件が非該当と判定されました。取下げ等により、申請件数より判定件数が少なくなっています。

表4 要介護・要支援認定者の状況(令和4年2月末現在)

(1) 揖斐川町

(単位:人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	構成比	
第1号被保険者	60	100	298	255	238	163	113	1,227	97.8%	
内 訳	65歳以上75歳未満	7	10	25	20	20	11	13	106	8.5%
	75歳以上	53	90	273	235	218	152	100	1,121	89.3%
第2号被保険者	2	2	4	9	1	7	3	28	2.2%	
合 計	62	102	302	264	239	170	116	1,255	100.0%	
介護度別構成比	4.9%	8.1%	24.1%	21.0%	19.0%	13.6%	9.3%	100.0%		

(2) 大野町

(単位:人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	構成比	
第1号被保険者	74	125	210	191	145	105	109	959	97.1%	
内 訳	65歳以上75歳未満	7	22	20	25	14	10	16	114	11.6%
	75歳以上	67	103	190	166	131	95	93	845	85.5%
第2号被保険者	1	2	6	5	4	7	4	29	2.9%	
合 計	75	127	216	196	149	112	113	988	100.0%	
介護度別構成比	7.6%	12.9%	21.9%	19.8%	15.1%	11.3%	11.4%	100.0%		

(3) 池田町

(単位:人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	構成比
第1号被保険者	63	122	199	195	175	126	98	978	97.4%
内 訳	65歳以上75歳未満	5	12	14	29	17	19	115	11.4%
	75歳以上	58	110	185	166	158	107	863	86.0%
第2号被保険者	1	1	7	4	3	6	4	26	2.6%
合 計	64	123	206	199	178	132	102	1,004	100.0%
介護度別構成比	6.4%	12.3%	20.5%	19.8%	17.7%	13.1%	10.2%	100.0%	

(4) 合計

(単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計	構成比
第1号被保険者	197	347	707	641	558	394	320	3,164	97.4%
内 訳	65歳以上75歳未満	19	44	59	74	51	40	335	10.3%
	75歳以上	178	303	648	567	507	354	2,829	87.1%
第2号被保険者	4	5	17	18	8	20	11	83	2.6%
合 計	201	352	724	659	566	414	331	3,247	100.0%
介護度別構成比	6.2%	10.8%	22.3%	20.3%	17.4%	12.8%	10.2%		

- ・令和4年2月末の要介護(要支援)認定者数は第1号被保険者が3,164人、第2号被保険者が83人で合計3,247人となっています。
- ・認定者の年齢別では65歳以上75歳未満の第1号被保険者が335人(全体の10.3%)、75歳以上の第1号被保険者が2,829人(全体の87.1%)、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が83人(全体の2.6%)となっています。
- ※構成比は端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

表5 保険給付費の状況(令和3年3月～令和4年2月利用分)

※各給付費は利用者負担を除いた額で介護給付費と介護予防給付費です。

(単位：千円)

種 類	揖斐川町	大野町	池田町	合 計	費用構成比	前年同月
① 居宅(介護予防)サービス	934,772	686,880	809,282	2,430,934	38.2%	2,303,591
訪問介護	117,264	91,760	111,559	320,583	5.1%	263,819
訪問入浴	13,237	9,673	8,278	31,188	0.5%	32,976
訪問看護	52,025	26,042	38,689	116,756	1.8%	106,302
訪問リハビリテーション	4,964	10,062	9,688	24,714	0.4%	22,386
居宅療養管理指導	17,389	10,576	10,155	38,120	0.6%	31,831
通所介護	282,928	90,895	223,558	597,381	9.4%	595,637
通所リハビリテーション	109,370	221,220	104,560	435,150	6.8%	400,014
短期入所生活介護	79,132	39,253	88,243	206,628	3.3%	205,176
短期入所療養介護	53,528	45,881	27,484	126,893	2.0%	135,736
福祉用具貸与	64,455	47,596	57,694	169,745	2.7%	160,471
福祉用具購入費	3,262	2,154	2,628	8,044	0.1%	6,930
住宅改修費	8,083	6,700	6,739	21,522	0.3%	21,186
特定施設入居者生活介護	13,300	9,865	29,164	52,329	0.8%	53,646
予防・介護サービス計画費	115,835	75,203	90,843	281,881	4.4%	267,481
② 地域密着型(介護予防)サービス	623,272	427,479	324,011	1,374,762	21.6%	1,378,266
認知症対応型通所介護	16,514	20,608	25,186	62,308	1.0%	63,671
小規模多機能型居宅介護	31,442	24,584	35,354	91,380	1.4%	89,865
認知症対応型共同生活介護	365,097	200,746	189,894	755,737	11.9%	784,449
地域密着型老人福祉施設	138,282	149,360	63,282	350,924	5.5%	344,304
地域密着型通所介護	71,309	30,946	10,295	112,550	1.8%	95,679
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	628	1,235	0	1,863	0.0%	298
③ 施設サービス	1,009,107	630,780	609,049	2,248,936	35.3%	2,171,709
介護老人福祉施設	500,011	287,370	329,133	1,116,514	17.5%	1,111,032
介護老人保健施設	504,069	337,366	275,695	1,117,130	17.5%	1,045,508
介護療養型医療施設	5,027	6,044	4,221	15,292	0.3%	15,169
④ 高額サービス費	61,879	42,882	30,543	135,304	2.1%	131,060
⑤ 特定入所者サービス費	75,389	52,187	30,272	157,848	2.5%	188,223
⑥ 高額医療合算介護サービス費	8,963	5,723	4,901	19,587	0.3%	18,832
合 計 (① ~ ⑥)	2,713,382	1,845,931	1,808,058	6,367,371	100.0%	6,191,681

- ・令和3年3月から令和4年2月までの給付費の総額は6,367,371千円となっており、前年と比較して175,690千円の増となっています。
- ・訪問介護、通所介護等の居宅(介護予防)サービスの総額は2,430,934千円、グループホーム等の地域密着型(介護予防)サービスの総額は1,374,762千円、特別養護老人ホーム等の施設サービスの総額は2,248,936千円となっています。
- ※費用構成比は端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

65歳以上(第1号被保険者)の方の介護保険料が7月に決まります。

介護保険は、40歳以上の方が被保険者になって介護保険料を納め、介護が必要になったときに適切な介護保険サービスが受けられる制度です。この制度は国や市区町村などからの公費とともに、みなさんが納める保険料を財源として運営されています。

65歳以上(第1号被保険者)の方には、住民税確定後の7月中旬に令和4年度の介護保険料を算定し(本算定)、「介護保険料納入通知書(兼納付書)」によりお知らせします。

みなさんが安心して介護保険を利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いします。

○介護保険サービス費の財源

40歳以上の方に納めていただく保険料と、公費を財源に運営しています。

保険料 65歳以上の方 23%	保険料 40~64歳の方 27%	公費 国・県・市 50%
-----------------------	------------------------	--------------------

★65歳以上の方は、サービス費用の23%を保険料として負担していただきます。

○65歳以上の方の保険料の決め方

$$\text{揖斐広域連合で必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分(23\%)} \div \text{揖斐広域連合管内に住む65歳以上の方の人数} = \text{保険料の基準額}$$

令和4年度の基準年額は **72,000円** になります。

令和4年度の介護保険料

所得段階	対象となる方	保険料率	年額保険料
第1段階	○生活保護を受けている方 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.3	21,600円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.5	36,000円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	基準額 ×0.7	50,400円
第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.9	64,800円
第5段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の方	基準額	72,000円
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	86,400円
第7段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	93,600円
第8段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	108,000円
第9段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額 ×1.7	122,400円

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。
※第1~3段階は、消費税率変更に伴う軽減措置後の保険料率および保険料です。

介護保険ってなに!?



「介護保険被保険者証が送られてきたけど、加入した覚えがないよ。」

といった相談を受けることがあります。今の高齢者社会にとって、たいへん重要な役割をもつ制度ですが、まだまだ馴染みの薄いものかもしれません。まずは介護保険について説明をさせていただきます。また、介護保険料についてよくあるお問い合わせもご紹介させていただきます。

● 介護保険とは…

日本国民全員が40歳になった月から加入して保険料を支払い、介護が必要な人が適切な介護サービスを受けられるように社会全体で支えるための仕組みです。65歳になられた方は、揖斐広域連合より介護保険被保険者証が交付されます。

また、要介護者が介護サービスを受けることで、介護者となる家族の負担を軽減させて家庭を支えるためのものでもあります。

介護が必要となった人は、費用の一部を負担するだけでさまざまな介護サービスを受けられます。

● 医療保険とは違うの？

医療保険（社会保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険等）とは病気やケガの治療を受ける場合に提供される医療のための保険です。介護サービスが提供される介護保険とは別の制度です。

● 64歳まで納めた記憶がないのですが？

40歳から64歳まではそれぞれの方が加入している健康保険と一緒に収めています。65歳になると、揖斐広域連合へ健康保険とは別に納めていただくことになります。

● 介護保険サービスを利用しない場合は、介護保険料は納めなくてもよいの？

介護保険制度は、「介護が必要となった方、及び介護者の負担を社会全体で支える」という考えのもとに介護保険法で定められていますので、介護保険料を納付する義務が生じます。ご理解いただきますようお願いいたします。

● 普通徴収（納付書または口座振替）で介護保険料を納めています。すぐに年金天引きになりますか？

65歳になって間もない方や他の市区町村から転入された方などが特別徴収（年金天引き）を開始するには、半年から1年程度の準備期間が必要となります。約半年から1年後の4月もしくは10月から特別徴収（年金天引き）になります。それまでは、普通徴収（納付書または口座振替）により納付してください。なお、納め忘れのない口座振替の利用が便利です。

● 65歳になってから、介護保険料に関する通知が届いたけれど納付書は入っていないの？

普通徴収の納付書支払いの場合は、介護保険料納入通知書兼納付書として送付させていただいています。通常は冊子状で、3枚目より各期別に分けて該当する納付書がありますので納期限等をご確認いただき、納付していただきますようお願いいたします。

◆ 揖斐広域連合から介護保険に関する通知が届いたときには、内容をしっかりと確認していただきますようお願いいたします。

◆ ご不明な点、質問等がございましたら、担当係までご連絡ください。
揖斐広域連合 介護保険課 保険料係 0585-23-0188

● 介護保険負担割合証更新のお知らせ ●

介護保険負担割合証は、介護保険サービスを利用したときの利用者負担の割合が記載されており、要介護・要支援認定者や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方（事業対象者）に交付されています。現在お持ちの負担割合証は、有効期限が令和4年7月31日までとなっています。8月1日以降も要介護・要支援認定期間が引き続きある方、もしくは更新申請により要介護・要支援認定期間が引き続き見込まれる方には、新しい負担割合証を7月下旬に送付します。8月以降に介護保険サービスを利用されるときは、新しい負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

利用者負担の割合は、本人及び同じ世帯にいる65歳以上の人の収入金額等により決まります。詳しくは、負担割合証に同封されている「介護保険負担割合証のしおり」をご覧ください。

※今年度より性別欄が削除されました。

